

特255

856

教化の資料

第二輯

文部省



始



55
56



目次

昭和維新.....平沼騏一郎(一)

我が帝國の實相.....深作安文(二)

國威は内より外へ.....新渡戸稻造(三)

發行所寄贈本





日 夫

發行所 岩崎本

昭和維新

日本社會長
法學博士
男 平沼騏一郎

維新の語は詩經文王篇の周雖舊邦其命維新より來れるもので、その舊邦を以て興隆し、德澤を子孫萬世に貶せることは彼我自ら其の揆を一にすれども、建國の昔に溯つて之を比較すれば、彼は諸侯より興り、我は始より萬世一系の天子を戴くものである。特に國家の傳統と目的とに於て、独自の信念を有し、幾度難關に遭遇せしも、毎に上下一致して固有の國民性を發揮し、これを突破し、之を攝理しつゝ、其命維新の國體を實現し來つた我國は、固より周と同日に論ぜらるべきでない。此の事實は世界萬象の具瞻する所で、現代の我國民に取つては、別して意義深きものがあらう。國史を顧るに上代に於ては大化革新あり、近世に於ては明治維新あり、俱に劃時代的の改革であつて、民族精神の復興と國家興隆の運動とに就て、驚異すべき事蹟を遺したものであつた。前者は氏族横暴の弊を矯めて、君臣密邇の道を拓き、以て御親政の名と實とを收めたもの、後者は武門政治に最後の弔鐘を打つ

て、大に皇綱を振張し、一君萬民の治道を恢復したるもの、兩者相待つて誇るべき國民的記録を傳へてゐる。かくて維新は我國史上例外なき復古運動であり、國家相の還元作用であつたことは注目すべき事象であつた。故に復古は溯りて建國の精神にまで及ぶべく、國家相は其の自然の結晶に外ならざるものである。

惟ふに悠久なる國家の生活に於て、時に汚隆消長あることは數の免れざる所で、浮雲之を掩ひ、暗影之に隨ひ、國家本來の面目が、外部に露はれ難き時代のあつのも、亦已むを得ざることである。然るに其の甚しきに及んでは、上下の心期せずして統一せられ、競うて復古運動に精進し、再び八面玲瓏たる固有の面目に立還るを常とした。前期の維新が則ちそれである。元來我國には所謂革命なるものはない。これは國體の然らしむる所で、維新の事業は毎に時の英主が反正の思召を以て遂行せられた鴻圖であつて、換言すれば國民的復古精神の發露である。

二

維新が復古であり反正である以上、我々國民は建國の精神に想到して、此に其の指針を置き、相警めて進路を誤らざることに努力すべきは論を待たぬ所である。而して建國の精神は之を建國當初の神聖なる事實に求むべきものである。その事實を認識し、其の精神を發揚することは、即ち國家の活力である。蓋し我建國は久遠の昔に在りて、文献の備はらざるものあるは當然なるも、天祖統を垂れて

洪基を豐葦原に建て給うてより、聖子神孫相承けて大八州に君臨せられ、萬民を視ること赤子の如く、萬民の之を仰ぐこと父母の如く、上下相親しむ、宗支相倚り、以て萬世不易の國體を形成せる事實は、歴々として掩ふべからず。寶祚の隆にして崩れず、蕩げざるは天壤無窮の神勅によりて親ふべく、更に王道坦々、萬姓を同化し、威德赫奕、世界を遍照するの精神は、列聖渙發の詔勅と其の御事蹟とによりて立證せらるるのである。我等は雄渾にして公明、宏遠にして正大なる建國當初の叡旨を拜察して、深く感激に堪へざるものと共に、生を此の神州に享けたることを切に歡喜するものである。

要するに建國の精神は端的に云はば道義立國と解すべきものであらう。道義は天地の大道である。天地生々化育の徳は萬物皆之に浴せざるなく、人類は勿論、禽獸蟲魚草木孰れも其の大道によつて生息するのである。道義が天地自然の理で覆はざる所なきものたるは明で、切言すれば人類は唯だ之を遵守し奉行するに過ぎない。孔子が述べて作らずと云つたのも、事柄は違ふが意味は同一である。而して我國が此の道義に據つて立ちたることは即ち人爲を排して天理に循ふことを意味したもので、建國の事實に於て已に世界列國と霄壤の差あることを知るべきである。所謂君臣の分定まつて、寸毫も之を紛更することを許さざる半面に、父子の情感相交流して、徳治の極致を表徴せる現象は、建國の精神を知るに於て始めて理解さるる。

三

國家を目して權力の權化となし、搾取の便宜と斷するが如きは、悉く泰西思想の請賣りであつて、我國家の建前には當筈らぬものである。泰西に於ける國家の起源は種々雜多であつて、或は契約により或は掠奪に因り、或は便宜の事情に因る等幾多の理由を擧ぐることが出来よう。而して其の工作された國家の最後の據點が權力であり、其の目的が利害であることも思惟された所である。かくて其の永きに亘る西洋史は、唯物史觀を以て説明し得べく、主權者對貴族、貴族對平民、法皇對國家等の利害に基く腕力的鬭争を繰返したもので、今日立憲政治の護符と云はるる英國の大憲章の如きも、人民の國王に對する強力なる反抗に因つて贏ち得たものである。而して近世に至り産業革命の就るや、其の形勢は急轉し、争鬭の主點は勞資問題に集められて、所謂階級戰の深刻なる場面が展開さるるに至つたのである。斯の如き事情の切迫は其の因て來るところ何處に在るか。惟ふに其の原因は資本家が金を擁して横暴を逞うし、勞資隔絶の弊に陥りたるの結果である。歐州の物資文明は有色人より財寶を掠め來り、有色人を使役して築き上げたる點が少くないと稱せられたが、機械の發明に因つて一度企業形式の轉機に會ふや、其の搾取癖は直ちに仲間同志の勞働者に向けらるるに至つた。是に於て鐵鎖の自由に對し猛然たる喊聲が揚げられ、勞資間に踏へ難き溝渠が出来たのである。經濟界に於ける金權萬能の思想と同じく、政治界に於ける政權萬能も亦同一根幹から發芽せるものと謂ふべく、政治は力也と高嘯して朋黨比周の弊を助長し、一意權力を頼みて事に當らんとするが如き惡風は、掩ふべ

からざることである。即ち金權と云ひ、政權と云ひ、其の全能を信じて其の強行に出づる所は、正に泰西に顯著なる思想と謂ふべく、其の建國の歴史が如實に之を物語つてゐる。而して此の暴壓に反抗して立つ弱者は一致團結して其の暴壓に報ゆべく、亦寸歩も假借せざる氣組である。斯くて權力思想の及ぶ所、治者對被治者の關係は結んで解けぬものがある。若し道義を顧みず、互に力を以て抗争するに於ては、竟に所謂兩虎相鬪うて共に仆るるに至るは當然の運命であらう。嗚呼、國家の目的は此の時流を趁ふ唯物史觀が片付けらるべきものであらうか。其の使命は兩者妥協の便宜で作らるゝ程の安値なものであらうか。

四

茲に聊か近世史の一期を回顧して、時流の迷蒙を指摘し、更に國家觀の闡明を試みたい。即ち先づ日露戰爭の意義に就て語るの必要を感じる。

日露戰爭を目して日本の侵略戰であるかの如き言を弄するものあり、我國の所謂新人者流中にも之に共鳴して今日尙ほ之に唯物史觀を註せんとする者あるやに聞く。何たる無智、不遜の言であらう。日露戰爭は東洋の和平を保全し、兼ねて我國存立の意義を明にする爲に起つたもので、別の言葉を以て云へば道義立國の立場から已むを得ずして決行したものである。露國多年の國是たる南下策は戰前

いよ／＼露骨となり、猛烈となつて、滿蒙一帯の地は妖雲漠々、掃ふべくもなかつた。若し當時彼の爲すが儘に放任せんか、支那、朝鮮の運命は言ふに及ばず、我國は其の國防の第一線を抛つて後退せしめらるべく、かくて東亞の天地は強者の非道なる蹂躪に因つて總崩れの悲運に會し、忽ち大亂の巻と化すべき實狀であつた。是に於てか我國の識者は有ゆる手段を講じて形勢の挽回を策し、當路有司は肝膽を披瀝して彼の反省を促し、朝野協力、上下一心、智を竭くし計を廻らし、平和の裡に其の効を收むべく、百方努力したものである。蓋し當時彼我國の國力は其の何れの方面より觀るも到底比較し得べきに非らず、彼の暴戻は惡みても尙ほ餘りあるも、顧みて自國の實際に想到すれば、直ちに干戈に訴ふるが如きは、思ひも及ばざる所であつた。此の形勢を觀て取つた露國の態度は愈々強硬を加へ風雨益々急を告げ我國の平和的交渉は彼の蹂躪する所となり、撤兵の約束は屢々無視せられたるのみならず、彼は逆に増兵を敢てして、露骨なる挑戰の陣容を誇示したものである。是に於て我國民は國家の面目が泥土に委せられたるを憤り、竟に忍従の殻を破り、降魔の利劍を撫して颯起したのである。事の此に至る、勿論成敗の念はない。頼む所は神明の加護と日本精神の金剛的結合のみであつた。國運を賭して勝敗の數の明ならざる戦に出づ、眞に己むを得ざる破目にまで追詰められた結果に外ならぬ。何たる悲壯な運命であらう。此の内情を知らずして唯だ外形のみを覽た道義否認、權力崇拜の徒が、之を目して侵略戦と名くるのも亦無理からぬ所かも知らぬが、試みに此の経緯を究めて、

當時に於ける我國の決死的純情に想到すれば、何の處にか他國侵略などと云ふ贅澤な野心に驅らるる餘裕があつたと断定し得よう。論者の言の如きは爲にする証説にあらざれば則ち皮相の觀察たること多言を待たずして分明であらう。

斯の如くにして起つた日露戦争は、建國の精神の一表現として我國史に燦然たる光輝を放ち、道義立國の見事なる勝利を銘刻するに至つたのである。嘗て露將クロバトキンが來遊して、具さに我國の實勢を視察して歸り、對日戦に打算考究を重ねたことは世界周知の事實である。彼は深く我國を輕蔑して居たので、其の挑戰は豫定の筋書であつたに相違ない。さり乍ら好漢惜しむらくは兵法を知らずで、彼は國力の計算に是非共入れねばならぬ有力なる一物を忘却してゐた。即ち彼の言葉を借りて云へば日本魂を算入しなかつた。兵法は敵を知り己れを知るを以て貴しとする。然るに彼は之を忘却してゐたのである。これと反對に種々の點に於て劣る所があつた我國は、唯だ此の日本魂のあつたが爲に、戦争の結果は大方の豫想を裏切つて、世界を驚倒せしむる如き大捷利を博したのである。今にして回顧すれば洵に感慨に堪へぬものがあつて、道義の力の強きものなることを、しみ／＼と味はされる。

五

我建國の精神たる道義は之を外に及ぼして萬姓同化となり、世界遍照となることは當然の歸趨であ

る。これ即ち日本魂であつて、日露戦争に於て強力なる電波を起し、崇高なる此の意義を世界の隅々に迄放送し、差別待遇に泣く有色民族の崛起運動に希望の光を投げて、聲高く呼び掛けたものであつた。萬姓同化は四海同胞主義の一層徹底したもので、明治天皇の御製

よもの海みなはらからと思ふよに

なぞ波風の立さわぐらん

を拜誦すれば意義自ら通ずるものがある。この天地の大道と交流する大御心こそ眞の同胞愛であり、萬姓同化、世界遍照の精神であつて、之を擴充し發揮して始めて人類至幸の幕が明くのである。

前述の如く日露戦争は道義立國の大精神の發露であつて此の大精神の下に此戦争に臨むだ我國民の決意は悲壯を極めたものであつた。然るに我國の背後には白人專制に虐げられて永き絶望生活に轉輾懊惱せる有色民族があり、此等の民族は神かけて我國の勝利を待ち望んでゐたのである。彼等より觀れば我國は同民族を代表して甦起した選手であり、積年の怨を晴らすべく白人世界に突入した最初の犠牲者とも思はれたであらう。しかも運命は道義立國の我國に幸して、有色世界にも太陽の照り映ゆる時代が來たので、全世界の有色民族は手に唾して立ち上つた。若し日本の如く勵精努力すれば運命は必らずしも白人にのみ幸せずとの確信の下に、黎明を前にして躍進するの勇氣を得たことは明瞭である。即ち南阿に、埃及に、波斯に、印度に、而して支那に、相繼いで民族勃興の氣運が捲き起つた

ことは、皆日露戦争の結果に刺戟せられたもので、我國の勝利が有色民族の擡頭史に維渾なる序文を留めたことになつたのは、疑ふべからざる事實である。而して一度世界大戰の勃發するや、民族運動は一段の活氣を加へたが、更にヴェルサイユ講和會議に於て、我國から提出した人種平等案が、白人世界に如何に激動を與へたかは今尙ほ世人の記憶に新なる所であらう。惟ふに人種問題は現代に於ける最も厄介なる問題であり、之が取扱如何に因つては容易ならぬ重大事の惹起さるゝことも覺悟せねばならぬ。而して當面の問題としては人種間の偏見打破が先驅されねばならぬと叫ばれてゐることも亦見逃せない。徒らに民族問題を高調して今俄に弱小民族の崛起運動に出づることの無意義なるべきは勿論であるが、白人の差別觀を撤廢せしめ、其の生活標準を改めしむることの急務なるべきは又固より敷々を須たぬ。要するに人種問題に對して一大自覺を喚起し、有色民族の進路に光明を投じたことに於て、日露戦争の世界的意義は甚大であつたと謂へよう。而して之が基調をなしたものは我建國の精神即道義の觀念であつたこと亦勿論である。

六

我國は日露戦争に因つて國運大に興隆し、國民精神の一大擴張を現はしたが、事の此に至るまでの國家的努力も亦尋常ではなかつた。試みに一二の實例を擧げて回顧の資と爲し、一面當世への警策とも致したい。所謂治外法權問題は其の一である。司法權行使に外國人の容喙を許すが如き、國家最大

の恥辱たることは論なきところ、當時我朝野の識者に於て之が撤廢に就き慘澹たる苦心を重ねたことは洵に諒とすべき所であつた。さり乍ら當時の我國情を以てしては對外信用に於て頗る缺くる所あり殊に法典の不備は其の直接の故障であつたのである。是に於てか朝野協力して國力の充實、文明の向上を圖り、法典編纂に至りては特に意を用ひ、泰西の制度形式を移して只管目的の達成に努めたものであつた。後年之を非難する者は我法制が泰西直輸入なるの故を以て、當路者の不見識を咎むるようであるが、これは皮相の見である。我法制が歐洲直傳たることは事實であるが、當時彼と形式を同する法制の編纂は國辱を除く爲め已むを得ざるの途であつた。即當路者を國家の爲に涙を呑んで此の舉に出でたものであつた。歐洲に發芽して彼土に成長した權利義務の法律思想が我固有の國風と調和して、果して善く發達すべきや否やと云ふ問題に就ては、之が採用に當つて明確な答案を得なかつたであらう、のみならず熱烈な反對者も出たのである。しかも國家の面目と國民の安榮の爲には代へられず、萬難を排して新法制の實施を斷行したのであつて、當事者の苦心も亦察すべきである。所謂鹿鳴館事件に就ても略ぼ同様の惱みを看取することが出來よう。鹿鳴館は元の華族會館で、當時の歐化主義を非難する者は今日に於ても猶ほ此の事件を引合に出す有様である。さり乍ら當時之に關係した大官の多くは、明治維新の際に奔走して、幾度か死生の間に出入した人物であつた。彼等が如何に醉興にもせよ、假裝に身を變し、西洋婦人と伍して舞踊するが如きは、衷心決して愉快なりとは感じな

かつたであらう。彼等は我國人の進歩せる態度を示さねば條約改正も出來ぬと考へた結果、枉げて此の窮策を執つたので、その心境は寧ろ同情に値すべきではなからうか。

彼と云ひ是と云ひ、思ひ到らぬ筋も勿論あつたに相違ない。而して非難せらるべき幾多の落度もあつたであらう。しかも國家を思ふ一筋に垢を含み恥を忍び、敢て己を顧みなかつた所に云ひ知れぬ尊さがある。然るに今日の西洋模倣は虛名と享樂とに墮し、天下蕩々、底止する所なく、竟に人間地獄を出現せんとするの狀勢に在る。

惟ふに外形のみを見て核心を悟り得ざる者は愚と謂はんよりも寧ろ不幸である。國家の勃興に努力した先進苦心の跡さへも了解する能はずして、徒らに外形を模倣し、我固有の精神を遺失するが如きは、眞に山々敷大事と謂はねばならぬ。

七

畏くも大正天皇は國民精神作興に關する大詔を煥發せられ、時弊匡救に御軫念あらせ給うた。我國は明治天皇の御代に國家興隆の氣運を來し、日露戰爭に於て大に國民精神を發揚し、國基愈々固く、更に一段の進展を見ねばならぬ際に當つて、却つて此の詔勅を拜したことは、眞に恐懼の至りに堪へぬ。就中

浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜センコト

の天語は、國民の耳朵を打つこと雷霆の如きものがある。實に現代は國家非常の秋で、世局をして此の儘に推移せしめんか、竟に或は收拾すべからざるの狀勢を現出せんも亦未だ測るべからず。所謂三大國難決議案と稱せらるゝものが、假りにも滿場一致で帝國議會を通過する時代である。國民の一人として袖手傍觀せらるべきであらうか。

惟ふに今日の國難は外より來らずして内に生ずるものに其の主なる原因がある。國民精神の弛緩によつて民人の生活破綻を招徠せんとしつゝあること其の一、國體觀念を缺いて思想苦に束縛せられつゝあること其の二で、この兩者が交錯して國家生活を攪亂するに至りしことは疑ふの餘地がない。先帝が浮華放縱を戒め給ひたるは前者に對されたるもの、輕佻詭激を警められたるは後者に對しての御教念と拜察する。然らば生活破綻の危機は如何にして回避すべきか、各人の總努力を期待し、總親和を求むることに落付くのである。而して總努力は一切の虛榮を排撃し、眞面目に働くと云ふ所に其の神髓がある。努力は活力を意味し、神聖なる生活を意味し、懶惰と卑怯とを擯斥する。所謂正を履んで懼れず、俯仰天地に恥ぢざるの風格は其の特色とする所である。かくて努力が一國の國風を馴致するに至らば經濟關係に於ても協調共榮の黃金時代を現出すべく、人生の理想郷たる總親和の世界も實現せらるゝであらう。勤儉力行を以て無用の努力と爲し、浮華放縱を以て現代人の特權と解するが如

きは、自己冒瀆の甚しきもので、其の心術は明に國家興隆に對する叛逆である。建國精神の徹底と擴充の緊切なる所以は實に此にあると思ふ。國體觀念の缺如に因る思想混亂に就ても亦然りて、苟も國家の存在が道義を維持し秩序を保護するの使命を有することを識り、建國の精神が萬姓同化、世界遍照の實行に在ることを理解するに於ては、彼等は幡然として其の本に反るべきで、大詔降下の皇謨は必らず此に在ることと拜察するのである。

先帝陛下は國家の安危と國民の休戚とを軫念し給ひ、國民精神作興の大詔を降されたのであるが、御安堵の曙光さへ囀はせられず、長くも御登遐遊ばされた。臣子の分として何とも恐懼の極みである。而して今や昭和の御代に入り、壯年有爲の聖天子を仰ぐ、寔に萬感胸に滿つるの想がある。我等は此の絶好機會に於て一致協力、精進潔齋、國難の岩戸を押し開き、以て昭和維新を實現し、先帝の聖旨に對揚すべきである。

我が帝國の實相

東京帝國大學教授
文學博士

深 作 安 文

我々が世界史を讀んで最も感興をそゝられるものは、古今の國家、東西の民族の盛衰興亡であらねばならぬ。いづれの國家といへども、いづれの民族といへども、自らの盛と興とをこひねがひ、その衰と亡とを避けぬものとはない筈である。然るところ、事實この世には國家なり民族なりの盛と興とばかりでなく、衰と亡とまた存して、後の史書を讀むものをして、或は喜び、或は悲み、或は感激し、或は慷慨して、萬感の念頭に去來するを禁ずる能はざらしめるのは果してどういふ譯であらうか。

これが解釋については、人によつて必ずしも一でないであらうが、私の見るところを以てすれば、凡そ一國家の盛と興とは、その國民が自らにとつて最も本質的のものを堅く握りしめて、それを根柢として國家生活をなし遂ぐる場合に見るのである。これに反して、一民族の衰と亡とは彼等が自らにとつて最も本質的のものの果して何たるやを知らず、よしんばそれを知つても、それを緊握することを忘れて、或は前を見、或は後を見、或は左、或は右をながめて、たしかに誤つたものを他國に求め

る時である。こゝに國家なり民族なりの盛衰興亡の契機が潜むものゝやうに考へられる。

然らば、我が日本帝國乃至日本民族の存立上、最も本質的のものは果して何であらうか。國を建てしこのかた、上下幾千年の長星霜を経てゐるこの帝國に、何等本質的個條の存せぬ謂はれない。私はそれを以て我が國體となすに躊躇せぬ。思想的に混雜を見る今日、我々は特に自國の國體を知識として知り、信念として信ずるところがなければならぬ。

二

思ふに我が帝國の實相を知る一の方法は、史前時代の日本を檢討するにある。否必ずしも史前時代といはず、外來文化の影響なき日本、精純なる日本、生一本の日本を吟味するにある。かくして我々は祖國愛護の生命と力とを勝ち得べく、また、國體重視の信念と誇りとを勝ち得べきである。

そも／＼我々の遠祖たる天孫民族がこの國に渡來したについては、いろ／＼の理由が想像せられる。その一は政治的理由である。即ち彼等はこの國に理想的國家を建設し、理想的政治を行はうとして渡來せられたのである。その二は民族的理由である。彼等は元來、勇敢であつて冒險を好み、この國に理想的樂土を見出さうとして、一種の民族移住を企てたのである。その三は産業的理由である。若し假りに高天原にして土地瘠せて五穀登らず、重農主義の彼等をして十分に満足させることが出来なかつたとすれば、彼等はこの國に豐沃な土地を見出さうとして渡來せられたのである。これ等三種の

理由はこれを組合せて考へることが出来るけれども、又これを引離して考へることも出来る。本研究に於ては、特に第一理由を重視せねばならぬ。

天祖の天孫に賜はつた神勅以前に、我々の注意しまつるべき詔勅が二つある。その第一は皇親、神漏伎、漏美の二神が諸冊二尊に賜はつたものである。それは

有_ニ豊葦原千五百秋瑞穂之地。宜_ニ汝往循_レ之。(日本書紀)

といふのである。「循」は「しらす」と讀む。我々はこの詔勅から左の二ヶ條の事柄を導くことが出来る。

(一)帝國の豊沃讚美

(二)徳治主義の主張

前者は「豊葦原千五百秋瑞穂之地」といふ句からであつて、後者は「循_レ之」といふ句からである。

その第二は天祖がその御子天忍穗耳尊に賜はつたものである。それは

豊葦原之千秋長五百秋之水穂國者。我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所_レ知國。言因賜而天降

也。(古事記)

である。我々はこの詔勅からも亦上と同じ二ヶ條の事柄を導くことが出来る。帝國の豊沃讚美は「豊葦原之千秋長五百秋之水穂國」といふ句からであつて、徳治主義の「所_レ知」といふ句からである。畏くもその表現法の莊重味ははるかに前者に勝つてゐる。

次は神勅である。即ち

葦原千五百秋之瑞穂國。是吾子孫可_レ王之也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆當與_ニ天壤_一

無_レ窮者矣。(日本書紀)

である。畏れながら、何といふ力強い御言葉であらうか。何といふ卓抜な御氣魄であらうか。我々はこの詔勅から上の二ヶ條の事柄以外に、左の二ヶ條の事柄を導き出すことが出来る。それは

(一)血統主義の主張

(二)君位無窮の期待

である。前者は「是吾子孫可_レ王之也」といふ句からであつて、後者は「寶祚之隆當與_ニ天壤_一無_レ窮者矣」といふ句からである。

三

その「豊葦原千五百秋瑞穂之地」といひ、「豊葦原之千秋長五百秋之水穂國」といひ、將又、「葦原千五百秋之瑞穂國」といひ、いづれも我が帝國の土地豊かに五穀登ることを讚美する言葉であつて、この目的に向つてこれ等に優る表現法を見出すことは容易でないであらう。天照大神には神田を有したまふたこと、當時已に農神の存したこと、五風十雨を神々に祈る習俗の存したこと等を思ひ合すれば、天孫民族が重農主義の人民であつたことはこれを推定するに難からぬ。かやうな人民が力を極めてこ

の國の豊沃を讚美したのは少もあやしむに足らぬ。歴聖が農業を重んじたまふたことは國史の明示する通りである。例へば、崇神天皇は河内國に狭山池を開いて灌漑に便にしたい、仁徳天皇は河流を決し、逆流をふさいで田畑の荒廢を防ぎたまひ、繼體天皇は躬ら耕して重農の範を垂れたまひ、宣化天皇は常平倉を設けて飢饉にそなひたまひ、而して長くも今上天皇には宮城内に水田をしつらひて、農耕のことをみつからしたまふのである。

徳治主義の主張に至つては、更に注意を要するものがある。これを表現する「しらす」といふ言葉は「しろしめす」と同じ意味の言葉であつて、これが不定詞は「しる」である。「しる」とは治者が被治者の實生活を正確に認識することである。この認識の行はれるところには、病氣で苦みつゝある民草、生活難で惱みつゝある青人草、その他いろいろの事情、理由の下にもろ／＼の現實苦の爲に試みられつゝある大御寶の見出されるに相違ない。この發見に伴つて起るものは「民をあはれむ感情」である。「民をいつくしむ感情」である。畢竟「まごころ」の動きである。この「まごころ」を動機としてなされる政治が即ち「しらす」の政治である。言換へれば徳治主義の政治である。我が國に於て代々の君主の御名に「仁」字を用ひたまふは意義頗る深遠であるやうに恐察せられる。

かやうに、人民に向つて徳治主義の政治が施されるといふと、人民はこれに感激しまつて、同じく「まごころ」を以て君主に對し奉るのである。我等の理知には我れと人とを引離す働きがあり、我

等の感情には我れと人とを融合はす働きがある。畢竟、魂と魂との直接接觸である。こゝに我が國民の君主に對し奉る殆んど典型的の忠が成り立つのである。然り、忠は我が國民の對君主の本能的道徳である。君は常に仁を以て民に臨みたまひ、民は常に忠を以て君に仕へ奉る。君民一體、上下一心といふ我が國體美の成り立つのは決して偶然でない。實に我が國には豫定的に惡政の可能性なく、また豫定的に下尅上のそれもない。下尅上とは人民が君主を凌ぎまつることである。これ一系の皇統が千古また萬古、我が國に君臨せられる所以である。明治天皇の御製に

あしはらの瑞穂の國の萬代も

みだれぬ道は神ぞひらきし

とある。これは「しらす」の政治を詠じさせ給ふたものであると恐察せられる。

四

今日なほ、我が神代研究者をしてしらす／＼感嘆の聲を惜ましめぬものは、當時已にハツキリと、「しらす」といふ言葉と「うしはく」といふそれを區別して使つたことである。例へば天孫降臨に先つて、天祖が武甕槌・經津主の二武神をして出雲族長たる大國主神に傳へさせた詔勅に

汝之宇志波祁流葦原中國者。我御子之所知國言依賜。

(古事記)

とある。「うしはく」は「うし」即ち主人と、「はく」即ち「脊をはく」、「太刀をはく」の「はく」と

の結附いて出来た言葉であつて「所有者として力を以て領有する」義である。さればこの言葉と「しらす」といふ言葉との差異は、そのまゝで天孫民族の平和主義と出雲民族の侵略主義とのそれである。古來我が國に「言靈の幸はふ國」といふ美稱のあるのは以るなしとせぬ。

故井上毅氏は曰く

大國主神には汝がうしはげると宣ひ、御子のためにはしらすと宣ひたるは、此の二つの詞の間に雲泥水火の意味の違ふこととぞ覺ゆる。うしはぐといふ詞は本居氏の解釋に従へば即ち領すといふことにして、歐羅巴人の「オキユバイ」と稱へ、支那人の富有、奄有と稱へたる意義と全く同じ。こは一の土豪の所作にして、土地人民を我が私産として取入れたる大國主神のしわざを畫いたるなるべし。正統の皇孫として御國に照し臨み玉ふ大御業は、うしはぐにはあらずしてしらすと稱へ給ひたり。其の後神日本磐余彦尊の御稱名を始馭國天皇と稱へ奉り、又世々の大御詔に大八洲國知らしめす天皇と稱へ奉るをば公文式とは爲されたり。さればかしこくも皇祖傳來の御家法は國をしらすといふ言葉に存すといふも誣ひたりとせず。(梧陰存稿)

と。論じて妥當なりといふべきである。以て「しらす」といふ言葉の有する政治學的意義を知るべきである。上に「しらす」の政治があり、下に忠といふ至純の道德があつて、君民一體、上下一心といふ國體美を結果することが我が帝國の實相の第一點である。教育勅諭に「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリシ

と宣らせられた聖旨のほどはこゝに至つて何人もこれを奉解することが出来ると思ふ。苟くも日本國民たる者は、かやうな國家の國民たる絶大なる光榮と幸福とを肝銘せねばならぬ。

五

さきに掲げた三つの詔勅を比較しまつるに、第一は明快にして直截、第二は醇美にして典雅、而して第三即ち神勅は莊嚴にして雄大、人をして思はず頭の下るを覺えしめる。若しこれを心讀するときは、おのづから當時、天孫民族の抱懐した、理想、抱負、確信等を默會すべきである。我々はこの詔勅から(一)帝國の豐沃讚美、(二)徳治主義の主張、(三)血統主義の主張、(四)君位無窮の期待の四ヶ條の事柄を導き出すことが出来ることは前に述べた通りである。中にも我が帝國の實相の窺知せられるのは血統主義の主張である。

血統主義とは君位相傳の原理を血統とする立場であつて、「是吾子孫可レ王之地也」といふ句の表現するところである。我が帝國の君主たる者はひとり、我が血統の者に限るとの御旨趣である。凡そ君主國に於ける君位相傳の様式に三種ある。徳をその原理となすもの、力をその原理となすもの及び血統をその原理となすもの即ちこれである。第一の場合は廣く天下に有徳者を物色してこれに君位を讓る場合であつて、支那ではこれを禪讓といふのである。堯が舜に位を讓り、舜が禹に位を讓つた場合は即ちこれである。第二の場合は兵力を養つて當今の天子を或は放逐し或は討伐して己れ取つてこれ

に代る場合であつて、支那ではこれを放伐といふのである。殷の湯王は夏の桀王を放ち、周の武王は殷の紂王を伐つた。第三の場合は血統の續いてゐる者に君位を傳へるのであつて、長くも我が國に見るところのものである。易姓革命は禪讓放伐の必然の結果であるが、我が國に於ては天子に姓がないのは血統主義の存する爲である。以て兩國の國體の間に存する差異を見るべきである。

さて、以上三種の君位相傳の様式に價値判断を試みよう、有徳者を得てこれに君位を傳へて天下を治めさせるといふことは、一應望ましいことのやうであるが、その實さうでない。何となれば、徳は修養の工夫によつてこれを備へることが出来、従つてそれは人間分内のことであれば、これを原理として得られる君位は絶對性を有することが出来ないからである。また、君主は己れ徳を以て君位を得たのであれば、他に己れよりもより高き徳の所有者が現はれることを氣遣つて心平かならず、傑作的政治の如きはこれを心掛けなくなる虞がある。或はまた徳を偽る者が出て人民をあざむいて君位をけがし、亂兆のあらはれることもある。由つて見れば、徳を以て君位相傳の原理とする場合は決して理想的のものといふことは出来ぬ。たゞこゝに注意すべきは、徳を以て民に臨む徳治主義と、同じく徳を以て君位相傳の原理とする禪讓主義とを混同してはならぬことである。

六

然らば力を原理とする場合はいかんといふに、これは更によろしくない。何となれば、この際、君

位は篡奪の對象となり、野心家に窺竈の辭柄を授け、強者に横暴の機會を與へるからである。かくては君主は容易に強者の爲に廢せられて君位いかにも軽く、君民の大義は滅びてしまふ外はない。そのうへ、いはゆる英雄豪傑なる者は多くは人心收攬に巧みであつて、強大なる兵力を養ふことが出来るから、これによつて得られる君位は絶對性を有することが出来ない。

ひとり、血統に至つてはさうでない。これは人の力では如何ともすることの出来ぬもの、即ち人力を超越するものであつて、君位に絶對性を與へ、先驗性を帯びさせる。君は永く君、民は永く民であつて君民の大義は少しもみだれず、一系の君主はその關心を専ら治民の上に傾くべく、傑作的政治は期して俟つべきである。されば血統主義は一見頗る平板のやうであるけれどもその實はさうでない。たゞに君位をして確乎不動のものたらしめるばかりでなく、國家そのものをして確乎不動のものたらしめる。

建國の當初、我が國祖天照大神がこゝに御着眼に相成つたといふことは、その靈智靈徳のほどまことに感激に堪へぬ次第である。我が國にあつては、君民の關係は恰も天地のその如くである。天を地とすることの絶對に不可能なるが如く、地を天とすることのまた絶對に不可能なるが如く、君民の關係をかへることは絶對に不可能である。教育勅語に「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と宣らせられたのはこれを指したまふたやうに恐察せられる。我が國祖には長くも極めて聰明なる理知と、極めて靈異な

る神徳とを備へられ、我が帝國の將來を遠く御洞察あそばされて、君位相傳の原理として、徳を選びたまはず、力を選びたまはずして、専ら血統を選びたまふたのである。これは我々日本帝國々民の何處までも感佩し奉るべき點である。我々は我が帝國の實相を知識として知り信念として信ずる爲には、何よりも先づこの點を凝視せねばならぬ。昨日の君は今日、民、今日の民は明日、君とあつては、國礎の動搖は必ず免れじ。昨日の君は今日もまた君、今日の君は明日もまた君、否、君は永く君、民は永く民であつて、始めて確乎國家は不動なることが出来るのである。明治天皇の御製に

君と臣の道あきらけき日の本の

國はうごかじよろづ代までも

とあるは我が國體上の貴とき眞理である。

七

本居宣長曰く

天照大御神の道は、うはべは行たらぬやうにて、實には至極せる妙道なることをさとるべく、また漢國の道は、聖人のさかしらもて造り設けて、正しからざる道なるが故に、うはべはかしこげに道理めきて聞ゆれど、實にはその失多きことをよろづなぞらへて知るべきなり。(くすばな)と。これまた中外の君位相傳法の批判であつて、我々の参考に値ひするものである。こゝに「漢國の

道」とは禪讓放伐を意味する。血統を以て君位相傳の原理となし、君民の大義常に明にして、一系の君主が永く我が國を統治したまふことを我が帝國の實相の第二點とする。而して君は常に仁におはし、民は常に忠であつて、國祖所定の君位相傳法の今日なほ儼として存するは、我が國體の崇嚴にして且つ微妙なる所以である。

徳を以て民を治むるを王道といふのである。この故に徳を君位相傳の原理となす國を王道の國といふべきである。力を以て民を従へ、表に徳を裝ふを霸道といふのである。従つて力を以て君位相傳の原理となす國はこれを霸道の國といふべきである。兩國共に君位は絶對性を有することが出来ない。徳も力も人間分内のことであるからである。一系の君主が「しらす」の政治を以て民に臨みたまふを皇道といふのである。この故に血統を以て君位相傳の原理となし、君主は徳を以て民を治めたまふ國を皇道の國といふべきである。我が帝國が即ちこの種の國家である。こゝに君位は絶對性と先驗性とを備へて永遠にかはらぬのである。孟子王霸の別を論じて曰く

以レ力假レ仁者霸。霸必有ニ大國。以レ德行レ仁者王。王不レ待レ大。湯以ニ七十里。文王以ニ百里。以レ力服レ人者。非ニ心服。心。力不レ贍也。以レ徳服レ人者。中心悅而誠服也。如ニ七十子之服ニ孔子也。詩云。自西自東。自南自北。無ニ思不レ服。此之謂也。(孟子)

と。たしかに眞である。但し孟子には皇道論は見當らない。これ蓋し支那に皇道が存せぬからであ

る。神武天皇が大和國橿原に都をさだめさせらるるや詔勅を發したまふた。その中に曰く

夫大人立_レ制。義必隨_レ時。苟有_レ利_レ民。何妨_ニ聖造_一。且當_レ披_ニ拂山林_一。經_ニ營宮室_一。而恭臨_ニ寶位_一。以鎮_ニ元々_一。上則答_ニ乾靈授_レ國之德_一。下則弘_ニ皇孫養_レ正之心_一。然後兼_ニ六合_一以開_レ都。掩_ニ八紘_一而爲_レ宇不_ニ亦可_一乎。

(日本書紀)

と。是れ天皇がその崇高なる御理想、雄偉なる御抱負を述べたもふたものであるが、おのづからその間に皇道を窺ひ奉ることが出来るのである。何となれば、その全體を通じて倫理的格調いかにも高く、祖訓遵奉の誠意明にあらはれ、これを貫くものは則ち徳治主義であるからである。

八

山鹿素行は神武天皇の如上の御業蹟を讃仰し奉つて曰く

帝建_ニ皇極於_一人皇之始。定_ニ規模於萬世之上_一。而_ニ中國明知_ニ三綱之不_レ可_レ遺_一。故_ニ皇統一立_一。而億萬世襲_レ之不_レ變。天下皆受_ニ正朔_一。而不_レ貳_ニ其時_一。萬國稟_ニ王命_一。而不_レ異_ニ其俗_一。三綱終不_ニ沈淪_一。徳化不_レ陷_ニ塗炭_一。異域之外國豈可_ニ企望_一焉乎。(中朝事實)

と。こゝに於て我が皇道は明になつた。それは一系の君主が徳治主義の政治を以て人民に臨んで、唯一にして無二の理想的國家を建設せさせたまふことである。かやうにして、我が國の君主に於かせられては、血統主義の下に君位に即き、徳治主義の下に「しらす」の政治を行ひたまひ、その結果、

君民一體、上下一心といふ國體美を生ずる以上、「寶祚之隆當與_ニ天壤_一無_レ窮者矣」といふ君位無窮の期待は極めて自然のことである。建國このかた、日本民族の成し遂げた上下幾千年の割合に無瑕なる國家生活は、これを事實の上から證明してゐる。幾千年といふ時の経過はこれを偶然と見るには餘りに長いといはねばならぬ。

かくて我が國の君主には、建國祖神の善政の遺法を固く守りて國民を治めたまひ、國民は至誠をさし上げてこれに仕へ奉りて、こゝに我が帝國が儼然と存立しつゝあるのである。君主は祖訓を遵奉して仁君とならせられ、國民は誠心誠意これを奉戴して忠良の臣民たるのである。さればこれと呼んで、「道の國、日本」と呼んで些の不都合を見ぬであらう。思ふに國家は種々の視點から分類することが出来る。これを領土の點からすれば大國、小國となり、武力の點からすれば強國、弱國となり、富力からは富國、貧國、歴史からは新國、舊國となるのである。が、他にモウ一つ國家分類の原理がある。それは他でない、道である。或は國內的に、或は國外的に、道を重んずるかどうかといふ點で國家が分類せられる。道を重んずる國家は善國であつて、これが反對な國家は惡國である。我が「道の國、日本」は固より善國である。これを内にしては人民がその惡政に苦み、これを外にしては或は國際的信義を無視し、或は詐謀百端、ひそかに他國の内政を攪亂してその國體の變更を企てるものゝ如きは勿論、惡國である。

遠き祖先以來、善國たる「道の國、日本」に生きて、大なる光榮を有し、限りなき幸福に浴しながら、たま／＼惡國の危險思想に心を奪はれて、斯の善國、日本に累を及ぼさうとするが如きは、明に小ならぬ罪惡であり、疑ひもなく、兇惡であつて、神人共に憤るところである。

國家は我々人類にとつて必須にして缺くことの出來ぬ生活様式の一である。我々が人として存在し人としての意義、人としての價值を有する爲には、どうしても國家の中に生きねばならぬ。國家には必然性が編み込まれてある。これを哲學的に把握すれば、國家は宇宙の根本的實在の政治的顯現と見ねばならぬ。ヘーゲルは國家を以て倫理的理念の現實化となした。理念即ちイデーは彼れの哲學系統に於て宇宙の根本的實在たるものである。この國家の中軸をなすものは主權であつて、その生命を支へる最大條件の一は政治である。主權が能くその實を備へる爲には、是非共、絶對性と先驗性とを有せねばならぬ。主權がこれ等二性を有する爲には、苟くも君主國にあつては血統を以て君位相傳の原理となすことを必要とする。この國家理論に全然、合致するものは即ち我が帝國である。他事はしばらくこれを措き、國體といふ國家にとつて第一義的の個條に於ては、我が帝國はこれ以上、加へるところがない。何となれば、それは君位相傳の上では血統主義をとつて主權は無上絶對であり、人民統治の上では徳治主義をとつて惡政の可能性は毫末も存せぬからである。我が帝國は國家哲學上の理想的條件を充足するものであつて、少くとも國體の點では理想的國家たるのである。

我が國體は我が日本帝國乃至日本民族の存立上、最も本質的のものである。我々日本國民は知識的にまた信仰的に徹底した觀念を以てこれを緊握し、これを根柢としてその國家生活を續行せねばならぬ。

日本帝國々民將來の使命は高くして大きい。我等は新時代に於ける世界平和の使者として、現世紀に於ける人道實行の開路者として、東西兩洋の文化の融和にいそしみ、更に一步を進めて、新しき世界文化の創造に寄與し、以て全體人類の光榮と福祉とを招來せねばならぬ。一たび想ふてこの大なる使命の自覺に心躍るとき、誰かその崇嚴、幽玄の國體をまもりて國體の鞏固をはかり、國民の統一をつとめ、以てこの大使命を果すことを冀はぬであらうか。天の我等にこの國體を與へた所以のものは、我等がこれに基いて國民精神を健全にし、國家生活を安固にし、以て如上の大使命を完からしめるが爲である。由つて見れば、我が國體はひとり我が國の至寶であるばかりでなく、また全體人類のそれである。

國威は内より外へ

新渡戸 稻造

生をこの世に亨くる者はまつ以て人として守るべき天地の公道を歩まねばならぬ。

日本の國土に生れた者は、日本の祖先と、國家と、同胞に對する義務を免れない。

昭和の時代に日本人として生を營む者は、棄つべからざる新舊の重荷を負ふて、遠き道を行くの覺悟を要する。

※

生きとし生ける者にして空しく生きつゝある者はない。その住む時代と場所に應じ、貴賤、貧富、老若、男女、賢愚共に独自の使命を持ち、甲の使命を乙に轉嫁するを許さぬ。而して各自は己の使命を完うすることを道と云ふ。古人の傳へた『道』と稱するものも己以外には存しない。

道なる文字を按ずるに「首」と「走」の二つより成る。即ち首の向く所は道である。孟子も『道は近きに在り何ぞ之を遠きに求む』と述べた。基督も『天國は爾の中に在り』と訓へた。道の出發點は各自の胸中に在る。

我民族は内に惟神の道を守り、外に道を求めず、手を胸に當て、内部の囁を聞き、之を誠と稱し、

心だに誠の道に逆かぬを以て人の道とした。然し此の惟神の道とてある意味に於ては決して日本のみに限るものではない。彼のソクラテスの教義も結局に於て之に他ならぬ。

道古きが故に貴からず。正しきが故に貴い。若しあるべき處に道なき時は、行かんとする者は自ら新に道を開かねばならぬ。道には一人踐むものと、廣く世と共に進むものとあり、前者は常に高けれども狭く、後者は稍々低けれども廣い。惟神の道は狭くして高けれども、これを辿れば廣く世を潤歩することが出来る。

※

今日、我々は何國に行きても、人間としての取扱を受くる。人間たる権利を有ち、妄りに殺される心配も、虐待される惧もない。其の代り、行く先々の法律、習慣、風俗を守る義務がある。

近頃のやうに國際の交が頻繁になれば右の心得が愈々緊要になつて、自國の風俗習慣思想許り押し通してゐるは廣く世界を渡られない。二三十年前國粹保存論の盛んな頃は一から十まで『日本は特別なり』との主張が流行し、昔の排外思想の調子があつた。其の結果『夫程日本が特殊な國なら、我々も日本を特殊部落の如く取扱ふ』と云ふ議論も出て、各國におこつた排日運動の一原因ともなつた。今猶諸所に行はるゝ排日思想の一部分は、畢竟するに我々自ら播いた種子の發芽に外ならない。

我々人間として生を亨けた以上は、世界共通の大道を踏むの義務がある。そして此の義務を果す國

際心を涵養せねばならぬ。

動もすれば、國際心は愛國心と反比例に伸縮すると思ふ者もあるが、人の心の動き方は井戸の釣瓶と異り、一を上げれば一は下るとは定まらぬ。殊に國際心と愛國心は終天終地相容れざる二つの反對の心情ではない。此の兩心情こそは、同根より咲く花で、一が咲けば一は枯るゝの惧はない。一を養へばおのづから他も榮える。國を憂ふればこそ世界を思ひ、世界を思へばこそ國を憂ふ、世界が衰へて、自國のみ榮ゆる理由はない。然し油断をすれば世界が進んでひとり自國のみが衰ふる虞がある。今後外國を知らずに自國を愛することは不可能になる。國家未だ開けざる時には己の家あることを知つて、國あることを知らなかつた。封建のころ、藩あつて國あるを知らなかつたと佐久間象山も歎息した。自己の小さな家や藩の利害は只管家と藩の中で定まるものと信じて偶々全國に視線を放つ者あれば、藩利を顧みざる不忠の國賊なりと做し、全國の繁榮は各藩、延いては各家の福利たるを悟らなかつた。

如何に我邦が世界全般と共存共榮關係に於て密接なるかは我々日常の生活を瞥見しても判る。我々の衣類のラシヤや綿類にしても主に外國産である。住宅を造る材木も食料も又その元をなす肥料も外國の輸入品が多い。又國家の一大問題として近時國民の頭腦を悩ましてゐる金解禁問題の如きは、對外關係が深ければこそ起る問題で、孤立國には起らぬ事柄である。更に現在行はるゝ智識や思想の大

部が外來なる事は云ふ迄もなく、現に普通用の外國語の數は實に五千に上つてゐる。奈良朝時代、唐の制度や漢字が日本に侵入した時の有様をそのまま今再び歐米の制度や、學術の影響の下に繰り返してゐるのであるが、千二三百年前は我國は猶ほ草昧の状態であつたから、專心模倣をこれ事としてゐたけれ共、今日の同胞は國民的に自覺してゐる故、各國の長短をも篤と理解して、取捨宜きを得るやう、その判斷力と實行力を發揮することを努める。

現代は實に東洋人の最も自重すべき秋である。急ぐべからず然し撓むべからず。長所は世界各國に求めて我藥籠に收める雅量を有ち、祖先より久しく傳はれる因襲と雖も、陋習は之を破る決意を有すべきも、尙この場合、自己の靈魂を失はざるを要す。菅原道眞の所謂和魂漢才、福澤先生の説破されたる洋才和魂——之が我同胞の特徴である。此の心掛が日本の將來を定める。五ヶ條の御誓文を拜讀すれば明治初年の國是の奈邊にありしかは窺はれる。

猶當時大帝の大御心が後年に至る迄變ることなく、益々大いに愈々廣くなりしは明治四十年の御製

世の中の人におくれをとりぬべし

すしまむときに進まざりせば

や四十二年の御製

ものごとにつれば變る世の中を

心せばくはおもはざらむ

より一層謹察出来る。

抑々國の能力と品位とを計るには人類の幸福と文化の増進との爲にせる貢獻の多寡を以て標準とする。世界的奉仕は即ち國の偉大さの標準となる。従來の如く國土の富や、陸海軍の數や、歴史の古さを以てする方法は、段々陳腐に傾くことは恰も個人間に於ても、近代は家柄や、財産や、腕力を尺度として人物を計らぬと同様である。

然らば我邦の威力を海外に高めんには何を以て世界に貢獻するか、また奉仕するかに依つて決まる。

世界は組織的の文化會社で、各國は奉仕額によりて大小を定めらるゝ株主である。而してその配當は名譽と尊敬とを以て之に充つる。

※

我々日本人として世界に盡さんには、自ら道がある。茲に道とは順序方法の謂である。世界に盡すとは國際的に力を致すの謂である。之を爲すには直接に個人の行動に依る道もある。即ち一個人が國家や政府と無關係に、自國の事情や思想を海外に宣べ、或は海外の事情や思想を自國民に傳へて、國

と國との間の橋と成り、國際的諒解と好感とに資する方法である。文士は筆を以て、辯士は舌を以て、藝術家は其の腕を以て、此の民族的使命を遂げる方法もある。然し、此れと云ふべき専門の修養なき人も猶良く歡迎的好意を以て外人に接すれば、自然此の目的に叶ふことを得る。故に海外觀光團誘致論の行はるゝ今日、津々浦々の人々に至る迄、排外的觀念を抱かぬ様心掛けねばならぬ。單に山紫水明のみでは外國よりの見人物を引つける譯にはゆかぬ。外國人に對する個人的努力は大海の一滴に等しきも、其の響く所は想像も及ばぬ程廣汎なものがある。何故なれば、外國人が日本を批判するに、歴史を究めたり、統計表を調べたりした上で判斷を下すものは極めて少い。實際自ら讀んだ一巻の小冊、會談した一人の婦人の話、または汽車の窓よりチラリと眺めた情景、等々。何にもせよ自分が眼で見、耳で聞いた事實を以てするのは、我々が外國旅行して其の國の印象を得ると少しも變りはない、故に個人々々の對外的態度は頗る重要視すべきものである。

個人の力さへかく侮るべからざるに、ましてや多數の人より成る團體、例へば會社、學會、等の行為は國際關係上頗る重大性を含む。微々たる地方的のものであつても、團體と銘を打つ以上は、其の決議などが兎角過度に重視さるゝから、苟しくも外國に關する事件に就いては何れの團體も深く慎む處がなくてはならぬ。

國際的に力を盡す爲には、現存する多種の會合に加入する方法の如きは、慥かに考慮の値がある。

方今世界に系統的に活動する國際的團體は三百以上に上る。其中三十三、四は謂はゞ公設團體で、國家の組合である。(例へば萬國郵便同盟、メートル法普及會、萬國農業調査會、赤十字社の類)、他の分は各國に在る諸種の會より代表を出す國際會である。(例へば國際教育會、國際工業會、國際植物學會、萬國宗教會等)。國際的會議のうち最も大規模にして永久性を帯びてゐるものは國際聯盟と國際労働機關と國際裁判所である。

斯の如く國際的協力の道が開かれて居るからには、我々は世界に貢獻し、萬國に奉仕し、宇内に我眞價を示し、我國威を輝かさんため、個人としても、團體としても、將た又國家としても、之等總ての機關を利用すべきである。

*

一國が外國と親交を結び、かつ自國の力を伸さんとすれば、その前提として内に統一して國家思想を確立することが不可缺條件である。統一と云ひ、思想と云ふ、勿論單調一律の意ではない、個人の思想はなるべく自由に任かせ、健全に伸びるやう獎勵すること、國家第一の任務である。思想の自由を、治安の許す限り保護することは文化國の使命である。併し乍ら思想にして國家そのもの、若くは社會の根底を覆さんとするが如き運動に出んとする時は、國家の自衛と社會の安寧の爲、之に斷乎たる制裁を加へることは當然である。

社會の安寧の要素は一にして足りないが、私有財産は其主たるものであるから、私有財産全廢論の如きはもし假りに百歩を譲りて、學說或は理想としては是なりとしても直に暴力に訴へてこれを實行せんとする意志の明らかなる時は、社會秩序の爲め許すべからざることである。殊に此説が天下の輿論に非ずして、少數の主張なれば猶更のことである。

世には『危険思想』と稱すれば一も二もなく恐るゝ者多く、某國に於てはその恐怖心に乘じて益々思想に壓迫を加へ、嫌疑者の捕縛の數を以て當局の手柄を計るに至つた如きは、丁度昔邪教徒を迫害したると同筆法にして其の國史に汚點を塗るの觀がある。國民の思想統一とは——假りに統一なる文字が當るとして——右の如きものではあるまい。

昔スキスの未だオーストリア帝國に屬せる頃、帝國の統一を計らんとて、代官の帽子を高い棒の先にぶらさげて通過する者をして、之に三拜九拜せしめた。此の虚禮を怠る者は忽ち不忠反逆の徒として罰した。其結果忠義な者も却つて謀反人となつた。愛國や忠君の標準を定むるにせよこまじき法令を以てする程民心の統一を損ふものはない。法律で忠臣は作られぬ。

*

國を治むるにも自ら道がある。『邦道無ければ治まらず』とは古人の言にある通りである。

治國平天下の道としては、世界共通の大道、即ち天下の公道もある。また地勢や沿革や民情による

小道や岐路もある。一家に於てさへも家風がある。家毎に祖先も傳統も異なるから、甲の家風は必ずしも乙の家風に優るともまた劣るとも斷じ兼ねる。國家にも個性がある。我國には我國の國體あり。此れぞ我邦に固有し、もとより他邦に學べるものではなく、建國以來の傳統的遺訓である。國體なる文字は我邦に於てさへ割合新しい熟語らしいけれども、其字の示す意義は有史以前より傳來された。弘道館記に萬世一系の天子三種の神器を奉じて萬民に君臨する事建國の基、寶祚以之無窮國體以之尊嚴とある。奈良朝時代あれ程我先人が隋唐の制度を模倣したるにも拘らず、國體文は依然として動かなかつた。其後と雖も外來思想の爲めに政體、法律、風俗、習慣が幾度か移り變つたが、ひとり國體のみは微動だもしなかつた。茲に民心の統一がある。

何事に依らず一地方に恒久的に持續するものは境遇にガツシリ適應するが故である。何故適應するや其の理由の判然せぬものが多い。然し現時解し難きが故に不合理と速斷出來ぬ。今日不可解なるものでも明日明瞭になることは學術進歩の立證する所である。

現今我邦に行はるゝ學術は多く西洋よりの輸入でなければ古き外來の佛教が儒教である。

然るに我國體は儒教や西洋學術渡來遙か以前に確立して、民族の潜在意識となり、國民の第二の天性と成つたものであつて、實に言語に云ひ表し難い所がある。近來歐米より學び得る法律や政治學の術語を借りたとて到底我國體の妙趣を盡くすべくもない。

我國體の精華は理外の理にして學理を以て解く能はず、言外の言に屬するを以て只管我々の冥見に訴ふるにあらざれば眞髓を捕捉すること能はぬ。我邦固有の惟神の教と相俟つて初めて理解するを得るのである。

北畠親房卿の言に『代下れりとして自ら賤むべからず君も臣も神を去ること遠からず、常に冥見を顧み、神の誓を覺るべし』とある通り、我國體の神髓は時代が下り、星が移つても變換する所なく、大古神誓と稱せる至妙は明治の五ヶ條の御誓文と成りて現はれ、昭和の今日陪々發揮されつゝある。

※

近時社會改造論者の中、我國體そのものについてすら、とかくの論を試みるものもあると聞くが、我が國體は我民族の情緒と信念に基くものなれば、國民の根底的心情、換言すれば惟神の道のすたらざる限り、社會の形態は如何に推移しても動くことなきを確信する。否、我輩を以て見れば改造そのものも國體思想の力に依りてこそ、圓滿に遂げらるゝであらう。彼の西洋の政體や事情の變遷を究めて直ちに我國にも適用せんとするが如きは、それこそ萬を知つて一を知らず、明を以て徹を知らざる憾ありと謂ふべきである。

殊にロシアの風土、民情、歴史、國體、經濟組織の如きは我邦と殆んどあらゆる點に於て兩端を畫する。彼の制度を採りて以て我に移さんとするが如きは、藥を以て食に代へんとするにひとしい。近代

世界各國の形勢を観るに、何れの國に於ても社會改善に意を注いで居る。我國にも社會の改良或は改造の論がある。之の主張を一概に危険視し、國體を破壊するものとするが如きは、必ずしも當を得ない。上下心を一にして大いに經綸を盡るは、我國の慣例である。親房卿は六百九十年前に神の本誓なる言に定義を下して『神は人を安くするを本志とす』と云ひまた『天下の萬民は皆神物なり君は尊くましませど、一人を樂しましめ萬民を苦しむることは天も許さず、神もさいはひせぬいはれなれば政の可否に隨ひて御運の通塞あるべし』云々と。彼は實に我國體の永久性を確信した人である。外來の政體や習慣や制度を見る毎に神國危し、國體脅やかさると叫ぶが如きは我盤石の如き國體を解せざるの甚しきものと思ふ。

明治十年代には勤王心と愛國心の離反が論議された。自由黨は尊王家に非ずとの嫌疑を受けた。議會中心と皇室中心とは相容れぬなど云ふ論は本年も新聞に現はれた。

是等は何れも民權と王權と反對せる西洋歴史を讀んだ論法であつて、日本の歴史の示す君臣同心一體なる事實を忘れた結果に他ならない。

天の下をさむる君のよろこびは

青一草の榮えなるらん

ほどく心に心をつくす國民の

力ぞやがてわが力なる

君民共榮共存の信念と事實と制度、是ぞ我國安泰の基であるから社會の改良も改造も之に立脚してはじめて遂げられるのである。我輩は現今社會の各方面に弊害多きを認め、其の改善と建直しを希望すると同時に、ロシア流の方法を以て其の目的を達せんとするの無謀を歎ぜざるを得ぬ。

然れども左傾思想は單に刑罰をのみ以て矯正出來ぬ。思想は思想を以て戰はなければならぬ。殊に我が國體に關する思想の如き單純なる法理的觀念でもなく、所謂哲學的原理でもない。謂はゞ道德的觀念であるから、理屈一偏では解し難い、彼の五ヶ條の御誓文の如きも人民に對する契約でなく、天地神明に對する誓ひである。其の時の御宸翰に『君臣相親しみ』『上下相愛し』の如き文字の見ゆるは慥かに治者と被治者の關係は狭き範圍の政治論や法理を超越せるを現はすものと思ふ。

我々は我國體を讚美し、其の世界無比なるを喜ぶ。併しながら我國體は我邦に最も相應しき傳統にして、之は他國にも適用し難きものなることを忘れてはならぬ、甲國には甲國の國體ありて、その國にとりてはその國體に優るもの無しと雖も之を乙邦に勸むべきものではない。個人の身體や天性を他人と取り替へ出來ぬと同然である。『柳はみどり花は紅』。大和錦は色々の糸より織らるる如く、世界錦もさまざまの糸なくしては織り出されぬ。要は我々日本人としては我國體の眞髓を體驗するにある。

我國體は我政體に卓越し、政體によりて動搖しない。又社會の元に在りて其の活動の源泉となる。國體は制度と云はんよりも精神であり、思想であり、我が民族の生命そのものであつて、國家は此の國體の上に建てられ、君主は此の國體の下に統治し、國民は此の國體の中に生れ、此の關係に依りて總ての活動をなす。故に社會を風靡する思想も此の國體觀念に基いて透徹され國體の保存と充實は現代邦人の第一の義務である。

※

再び世界に對する貢獻に歸つて一言すれば果して日本は如何なる思想を分擔して世界の文化に寄與すべきか。

我國體の依て興る情緒と動機、我國體の涵養する思想と感情、是ぞ我民族の世界に捧ぐべきものである。

國體の源を養ふ觀念は敬虔である。國體より流れ出る道德は忠義である。『敬虔』『忠義』など云ふ漢語の渡來する以前より民族の心裡に潜みて「あがめ」「うやまふ」「たふとむ」の情緒が今日まで養はれ來たのである。

兎角學問研究と云へば一途に理性を頼むが故に、論理に走り理性以外の能力を十分認めない憾がある。しかるに最近學者もやうく此點に氣付き、一米國學徒デニソン (Denison) 氏の如きは「文化

を基礎としての情緒論」を公にした。同氏は我國民の思想を説くに當り、極端なる贊辭を浴せて居るが、我現狀を顧み聊か忸怩たらざるを得ない。今や世界を通じて畏敬、尊重の念の衰へつゝあることは各國において心ある者の深く憂ふる所であつて、先きにロイス (Royce) 博士の『忠義の哲理』論の如き我國民の忠君より學ぶ所多きを公言し、ウェルス (Wells) 氏が其著書中或は「武士道」或は「サムライ」の語について記述する所あるは、同じく我が同胞の長所を認識せるに他ならぬ。

彼等は何れも軌近平等、權利、自尊民主等の半解や曲解より敬虔の念の薄らぐを歎じて、世相挽回の爲に力説したものと解される。

如何にデモクラシーの思想が普及しても人間の本能は變へられぬ。敬虔の念は孟子の所謂四端の一にして、辭讓の心より起りて禮となる。吾國體に對する尊敬の念は單に國內的に日本人として心得べき道たるに止まらずして、廣い人類の一員として世界の文化に敬虔の美德を貢獻する所以でもある。即ち國內の統一に資する心は更に萬國衆生の疾を癒す道となるものである。

我々が宇宙に大ならんには個人としては内省して、惟神の道に背かず、國家としては二千餘年間鍛へ上げた國體を尊重するをその前提とし度い。斯くてこそ昭和に生を營む日本人として、日本の國土に生れたる意義を完うし、延いては人間として踏むべき世界の大道に大いに寄與し得る。

思ふて茲に到れば我々の任務は愈々重大なると共に、我國家の前途は益々洋々たるものがある。

昭和四年九月二十日印刷
昭和四年九月二十三日發行

文 部 省

印刷人 渡 邊 一 郎
東京市小石川區西古川町二五

印刷所 中外印刷株式會社
東京市小石川區西古川町二五

